

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成28年 3 月 31 日

木 曜 日

号 外(19)

## 目 次

訓 令	
○富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令	1

~~~~~

## 訓 令

~~~~~

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成28年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県訓令第 6 号

本 庁  
出先機関

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令

富山県事務決裁規程（昭和62年富山県訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。  
第 4 条第 1 項第 15 号ウ中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同号に次のように加える。

エ 諮問、審理員の指名及び変更、弁明書の作成並びに標準審理期間に係るもの

別表第 1 の 1 の表部局長専決事項の欄中第 20 号を第 23 号とし、第 11 号から第 19 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 10 号の次に次の 3 号を加える。

- (1) 審理員の指名及び変更に関すること。
- (2) 弁明書の作成に関すること。
- (3) 行政不服審査法に基づく標準審理期間に関すること。

別表第 1 の 1 の表室課長専決事項の欄第 11 号中「こと」の次に「（出先機関の長の専決事項に係るものを除く。）」を加え、同表出先機関の長専決事項の欄中第 26

号を第27号とし、第10号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 経常的経費に係る再配当予算の同一事業内における節間流用に関すること。

別表第2の1の表知事政策局の項部局長専決事項の欄第1号中「中学校」を「小学校、中学校、義務教育学校」に改め、同表経営管理部財政課の項室課長専決事項の欄第1号中「室課長」の次に「及び出先機関の長」を加え、同表経営管理部税務課の項部局長専決事項の欄第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同表生活環境文化部自然保護課の項部局長専決事項の欄第1号中「特別保護地区の指定及び許可」を「及び特別保護地区の指定」に改め、同欄中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同項室課長専決事項の欄中第26号を第28号とし、第5号から第25号までを2号ずつ繰り下げ、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 富山県自然環境保全条例第11条第4項及び第12条第3項第7号の規定による許可に関すること。

別表第2の1の表生活環境文化部自然保護課の項室課長専決事項の欄中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 鳥獣保護管理法第29条第7項の規定による許可に関すること。

別表第2の1の表厚生部児童青年家庭課の項部局長専決事項の欄に次の2号を加える。

(8) 指定保育士養成施設及び指定児童福祉司養成施設等の指定及び指定の取消しに関すること。

(9) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準による児童福祉施設の職員の養成施設の指定及び指定の取消しに関すること。

別表第2の1の表厚生部児童青年家庭課の項室課長専決事項の欄に次の2号を加える。

(7) 指定保育士養成施設及び指定児童福祉司養成施設等の各種変更の承認、報告の徴収、指導及び検査並びに各種変更の届出及び報告の受理に関すること。

(8) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により指定された児童福祉施設の職員の養成施設の各種変更の承認、報告の徴収及び指導並びに各種変更の届出

及び報告の受理に関すること。

別表第 2 の 1 の表厚生部児童青年家庭課の項出先機関の長専決事項の欄中

「 保育専門学院 非常勤の講師に対 する報償費の支出負 担行為及び支出命令 に関すること。 」	を	に改め、同表厚生部健康課
---	---	--------------

の項室課長専決事項の欄第 2 号中「及び指定届出機関」を「、指定届出機関及び指定提出機関」に改め、同表くすり政策課の項室課長専決事項の欄第 1 号中「、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業並びに」を「及び」に改め、同表農林水産部農業経営課の項部局長専決事項の欄第 3 号中「並びに市町村の行う共済事業の実施及び廃止の認可」を削り、同欄第 5 号中「及び合併」を「、合併及び新設分割」に改め、同欄中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 22 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同欄に次の 13 号を加える。

- (22) 農業委員会等に関する法律（以下「農業委員会法」という。）第 42 条第 1 項の規定による農業委員会ネットワーク機構の指定及び当該指定に係る公告に関すること。
- (23) 農業委員会法第 42 条第 3 項の規定による変更の届出の受理及び当該届出に係る事項の公告に関すること。
- (24) 農業委員会法第 44 条第 1 項の規定による業務規程の認可に関すること。
- (25) 農業委員会法第 44 条第 2 項の規定による命令に関すること。
- (26) 農業委員会法第 46 条第 1 項の規定による農業委員会ネットワーク業務の全部又は一部の休止又は廃止に係る許可及び当該許可に係る公告に関すること。
- (27) 農業委員会法第 48 条第 1 項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (28) 農産物検査法第 13 条第 1 項の規定による表示の除去若しくは抹消又は検査証明書の返還の要求に関すること。
- (29) 農産物検査法第 21 条第 2 項、第 22 条及び第 23 条の規定による命令に関するこ

と。

- (30) 農産物検査法第24条第1項から第3項までの規定による登録の取消し及び当該取消しに係る公示に関する事。
- (31) 農産物検査法第24条第2項の規定による命令並びに当該命令に係る公示及び聴聞に関する事。
- (32) 農産物検査法第30条第1項又は第2項の規定による報告の徴収に関する事。
- (33) 農産物検査法第31条第1項又は第2項の規定による立入調査に関する事。
- (34) 農産物検査法第33条第1項の規定による申出の受付並びに同条第2項の規定による調査及び措置に関する事。

別表第2の1の表農林水産部農業経営課の項室課長専決事項の欄中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同欄第7号中「農業共済組合等」を「農業共済組合」に改め、同号を同欄第6号とし、同欄中第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号から第19号までを2号ずつ繰り上げ、同欄に次の10号を加える。

- (18) 農業委員会ネットワーク機構の事業計画及び収支予算の認可に関する事。
  - (19) 農業委員会法第49条の規定による必要な命令に関する事。
  - (20) 登録検査機関の登録の申請の受理並びに登録及び当該登録に係る公示に関する事。
  - (21) 農産物検査法第17条第7項又は第8項の規定による届出の受理及び当該届出に係る公示に関する事。
  - (22) 登録検査機関の登録の更新の申請の受理並びに更新及び当該更新に係る公示に関する事。
  - (23) 農産物検査法第18条第4項の規定による公示に関する事。
  - (24) 農産物検査法第19条第2項の規定による変更登録の申請の受理並びに変更登録及び当該変更登録に係る公示に関する事。
  - (25) 農産物検査法第20条第3項の規定による報告の受理に関する事。
  - (26) 農産物検査法第21条第1項の規定による業務規程の届出の受理に関する事。
  - (27) 農産物検査法施行令第5条第3項又は第5項の規定による報告に関する事。
- 別表第2の1の表土木部管理課の項出先機関の長専決事項の欄土木センター中第

131号を第 133号とし、第 111号から第 130号までを 2号ずつ繰り下げ、第 110号の次に次の 2号を加える。

- (111) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第30条及び第31条の規定による計画の認定（富山県建築基準法施行規則別表第 1 第 2 項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。）に関する事  
 (112) 建築物省エネ法第36条の規定による認定（富山県建築基準法施行規則別表第 1 第 2 項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。）に関する事。

別表第 2 の 1 の表土木部砂防課の項中

砂防課	(1) 主務大臣又は知事以外の者が施行する地すべり防止工事の設計及び実施計画の承認並びに協議に関すること。	(1) 富山県砂防指 定地等管理条例 第4条、第5条 及び第7条の規 定による許可に 関すること（土 木センター所長	
-----	---	--	--

を

砂防課	(1) 主務大臣又は知事以外の者が施行する地すべり防止工事の設計及び実施計画の承認並びに協議に関すること。	(1) 富山県砂防指 定地等管理条例 第4条、第5条 及び第7条の規 定による許可に 関すること（土 木センター所長	立山カルデラ砂防博 物館  富山県立山カルデ ラ砂防博物館条例第 10条の規定による観 覧料の減免に関する こと。
-----	---	--	--

に改め、同表土木部建築住宅課の項室課長専決事項の欄中第50号を第52号とし、第 34号から第49号までを 2号ずつ繰り下げ、第33号の次に次の 2号を加える。

- (34) 建築物省エネ法第30条及び第31条の規定による計画の認定に関する事（土木センター所長の専決事項に係るものを除く。）。  
 (35) 建築物省エネ法第36条の規定による認定に関する事（土木センター所長の

専決事項に係るものを除く。)

別表第 2 の 6 中「第 111号から第 117号まで、第 122号ウ及び第 128号」を「第 113号から第 119号まで、第 124号ウ及び第 130号」に改める。

別表第 3 の(2)の表中

女性相談センター 所 長	所長があらかじめ 指定する職員		
保育専門学 院 所 長	副 院 長		

を

女性相談センタ ー所長	所長があらかじめ 指定する職員		
----------------	--------------------	--	--

に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第2の1の表厚生部児童青年家庭課の項部局長専決事項の欄に2号を加える改正規定、同表厚生部児童青年家庭課の項室課長専決事項の欄に2号を加える改正規定及び別表第2の1の表土木部砂防課の項の改正規定は、公表の日から施行する。

(人 事 課)